

令和2年1月29日

鳥取市長 深澤 義彦 様

鳥取市国民健康保険運営協議会

会長 中山 実郎



国民健康保険事業の運営について (答申)

令和2年1月23日付け発福保第1038号で諮問のありましたこと
について、当協議会において審議した結果、別添のとおり結論を得
たので答申します。

答 申 書

(令和2年1月29日)

鳥取市国民健康保険運営協議会

(概 況)

国民皆保険制度の基盤として医療機会の確保と健康の保持・増進に大きな役割を果たす国民健康保険制度は、医療の高度化や急速な高齢化の進行による医療費の増加と、経済・雇用情勢に影響されやすい財政基盤の脆弱性から財政運営は困難を極めてきた。

また、他の医療保険に属さない者を被保険者とする制度であることから、退職、失業等による被用者保険から離脱した無所得者や高齢者が多くを占めるなど、制度の構造的な問題を抱えている。

これらの課題解消のため、国の社会保障と税の一体改革において、都道府県が国民健康保険の財政責任を担い、持続可能な医療保険制度に転換していくよう抜本的な制度改革が平成30年4月から施行された。

平成30年度からの国民健康保険は、国等からの公費の調整や保険給付の財源の確保については都道府県が財政責任を担うため、当該年度内の市町村の財政リスクは回避される仕組みとなった。一方、都道府県域内の市町村が支え合う要素が強まることから、域内の統一的な運営基準や保険料負担の格差の平準化など、都道府県化の新たな枠組みの中で公平となるよう運営努力が求められている。

これまでの鳥取市の国民健康保険事業は、低迷していた保険料収納率を向上させるため、徴収体制の強化策を講じることにより安定的に保険料収入の確保が見込める状況となった。また、将来の安定した事業運営と被保険者の健康増進のため、医療費適正化対策を積極的に推進し、ジェネリック医薬品の利用奨励、特定健診・特定保健指導の実施率向上、糖尿病等生活習慣病の重症化予防などに重点的に取り組んできた。

このような経営努力の結果、平成24年度以降、保険料率を引き上げることなく安定的な運営を堅持し、事業運営に必要な基金残高を確保するとともに、平成27年度と28年度に2年続けて保険料率の引き下げを実施するに至っている。さらに制度改正の初年度にあたる平成30年度には、資産割の廃止を含む保険料率の全面改定を行い、令和元年度においても堅調に事業を運営しているところである。

このような経過と制度改正後の状況を踏まえ、令和2年度の鳥取市の国保事業の運営に関する諮問に対して、慎重に審議した結果、次の結論を得たので答申する。

1 保険料の賦課限度額について

「令和2年度税制改正の大綱（令和元年12月20日閣議決定）」に基づき、令和2年度の国民健康保険料の賦課限度額基準は基礎賦課額（医療分）が2万円引上げられ、63万円とされ、介護納付金分が1万円引上げられ、17万円とされる予定である。

鳥取市の賦課限度額に係る諮問については、国の基準どおりとすることが適当である。

（賦課限度額）

令和2年度の基礎賦課額（医療分）並びに介護納付金分の賦課限度額を国基準どおり引上げる。

- ・基礎賦課額（医療分） 63万円（2万円引上げ）
- ・後期高齢者支援分 19万円（現行どおり）
- ・介護納付金分 17万円（1万円引上げ）

※参考 賦課限度額の推移

医療分（基礎賦課額）

（単位：万円）

		27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度 （案）
国	基準	52	54	54	58	61	63
鳥取市	実績	52	54	54	58	61	63
	国基準との差	0	0	0	0	0	0

後期高齢者支援金分

（単位：万円）

		27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度 （案）
国	基準	17	19	19	19	19	19
鳥取市	実績	17	19	19	19	19	19
	国基準との差	0	0	0	0	0	0

介護納付金分

（単位：万円）

		27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度 （案）
国	基準	16	16	16	16	16	17
鳥取市	実績	16	16	16	16	16	17
	国基準との差	0	0	0	0	0	0

2 保険料率について

国民健康保険の制度改正が施行され、保険料率の全面改定を行った初年度において、鳥取市の国民健康保険事業は、被保険者の混乱もなく順調に運営され、制度2年目となる令和元年度も概ね見込みどおりの決算を予定している。

制度改正の3年目を迎える令和2年度は、引き続き被保険者の減少と疾病リスクの高い前期高齢者の構成比率の拡大に加え、団塊の世代が自己負担割合の縮小する70歳代に段階的に到達している。

そのような中、保険給付費等として必要な財源は、鳥取県が算定し、鳥取市は国民健康保険事業費納付金（以下、「納付金」という。）として鳥取県に納めることとなるが、前年度に対し、財政調整の仕組みである前期高齢者交付金が保険給付費の増額と同程度、交付されることが見込まれているため、緩やかな増額が見込まれている。しかしながら、医療費水準の動向や前期高齢者交付金の精算等により、県への納付金額が短期間で著しく変動し、計画的に保険料を設定するための先行きを見通すことができない状況が続いている。

このことを踏まえ、令和2年度の保険料率について検討した結果、保険料率を据え置く場合には、歳入に不足が生じる見込みとなるが、過年度の余剰を積み立てた基金を活用することで、歳出に必要な歳入を確保できることに加え、被保険者の保険料の負担を年度間で平準化できる見通しであることから、諮問どおり基金の活用により保険料率を据え置きとすることが適当であるとの結論に達した。

（保険料率）

令和2年度の保険料率は現行どおり据え置きとする。

医療分（基礎賦課額）

現行どおり			【参考】標準保険料率		
所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
7.2%	23,000円	24,600円	7.38%	30,132円	21,134円

後期高齢者支援金分

現行どおり			【参考】標準保険料率		
所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
2.7%	9,200円	9,000円	2.69%	10,795円	7,572円

介護納付金分

現行どおり			【参考】標準保険料率		
所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
2.4%	9,400円	7,000円	2.58%	13,327円	6,450円

当協議会の意見として

令和2年度の鳥取市国民健康保険費特別会計は、国保の都道府県化の下、適切に財政運営され、当協議会としても望ましい状況であるが、医療費水準の動向や前期高齢者交付金の精算等により、県への納付金額が短期間で著しく変動し、計画的に保険料を設定することが困難な状況が続く中であっても、被保険者の負担が短期的に増減しないよう、保険者としてのさらなる経営努力を求めるものである。

とりわけ、第2期鳥取県国民健康保険運営方針の策定を検討している財政責任主体の鳥取県に対しては、都道府県化の新たな枠組みの中で安定的な運営ができるよう、納付金額が年度で大幅な差異が生じないよう平準化する仕組みを検討することを期待する。

当協議会は、国保の制度改革に応じて、今後の財政の健全化及び安定した事業運営ができるよう、次の点について意見を申し述べる。

- 1 第2期鳥取県国民健康保険運営方針の策定にあたっては、運営主体の鳥取県と調整を行い、安定した運営が行えるよう制度設計すること。
- 2 鳥取県内19市町村との保険料率の平準化や一本化の調整にあたっては、これまでの各市町村国保の実情や取組みの成果が生かされるよう調整すること。
- 3 市民生活が逼迫する中、被保険者の負担軽減につながるよう努めること。
- 4 被保険者に不公平感が生じないように収納率向上対策に引き続き努めることは必要であるが、納付相談にあたっては、生活実態等を踏まえたきめ細やかな対応に努めること。